

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和2年11月8日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「沖縄防衛局から提出された埋め立て変更承認申請に対する意見書のうち、名護市民分の意見書」の公文書開示請求が行われた。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、請求に係る対象公文書を、「埋立地用途変更（普天間飛行場代替施設建設事業）に係る利害関係者の意見書」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

#### 3 実施機関の決定

実施機関は、本件公文書には条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年11月16日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年1月12日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、意見書に記載された氏名・住所・電話番号以外の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

当該文書のうち、個人の氏名・住所・電話番号等以外は、条例第7条第2号にいう「特定の個人を識別できるもの」「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは言えない。

### 第4 実施機関の弁明書（要旨）

条例第7条第2号で定める「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報

が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

本件公文書については、筆跡や記載内容等から個人が特定されるおそれがあることから、不開示とした。

## 第5 審査請求人の反論（要旨）

本件公文書には意見書を提出した人物特定のための元データとなる筆跡等もなく、579件の個人を名護市民約6万人の中から特定するということは、捜査機関でもない限り不可能であり、他県の情報公開審査会の答申では、筆跡から「特定の個人を識別することはできないと考えられる」とされた例もある。

現実的でない理由で、個人が特定されるおそれがあるとして不開示とすることは条例第1条の趣旨に反し、住民自治・社会的利益に反すると考える。

また、すでに県プレスリリースで意見の概要が公表されており、一部の意見が公表できて全体を公表ができないということは考えられない。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、公有水面埋立法に基づき沖縄防衛局長が沖縄県知事に提出した公有水面埋立変更承認申請書が縦覧に供された際に利害関係者である名護市在住者から提出された意見書である。

実施機関は、本件公文書の不開示箇所について条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当することを根拠として不開示決定を行っているため、以下、当該規定への該当性について検討する。

### 2 条例第7条第2号該当性について

#### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分等、個人情報全体を指すものである。

#### (2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号のほか、利害関係の内容及び公有水面埋立設計変更承認申請に対する意見内容について、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において、本件公文書を見分したところ、個人の氏名、住所、電話番号はいずれも、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

また、利害関係の内容及び公有水面埋立設計変更承認申請に対する意見内容についても、提出者個人が有する機微な体験に関する記述、実生活を営む上で支障となる当該個人と密接に関連する率直な内心に関する記述及び個人の思想、信条

の機微に係る記述が含まれていることが認められ、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当することが認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 付言

条例第14条は、「実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

これを前提に本件を見ると、本件処分理由付記は、開示しないこととなった根拠規定の条文を示すのみにとどまっており、当該規定を適用する根拠が具体的に示されておらず、理由付記に不備があると言える。

今後、実施機関において、開示請求に係る一部及び全部不開示の決定を行う際には、条例第14条の趣旨に照らして不開示とした理由を具体的に付記し、適正な情報公開事務の処理に努めるよう、改善を要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年1月12日	諮問書受理
令和3年5月12日	審議（第324回）
令和3年8月11日	審議（第326回）